



熊本県公報

第13242号
令和5年(2023年)
6月27日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生…………… (畜産課) 1
- 熊本県立高等技術専門校仮設校舎賃貸借に係る一般競争入札
に参加する者に必要な資格等…………… (労働雇用創生課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく身体障害者
手帳の交付に係る診断を行う医師の指定等…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
指定…………… (") 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の
指定の更新…………… (") 4

公 告

- 令和5年度(2023年度)職業訓練指導員試験の実施…………… (労働雇用創生課) 4
- 熊本県立高等技術専門校仮設校舎賃貸借に係る一般競争入札
の実施…………… (") 5
- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく建設業者の許可
取消し…………… (監理課) 9
- 熊本県流域下水道事業業務状況の公表…………… (下水環境課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12

告 示

熊本県告示第521号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
令和5年(2023年)6月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 病名 | 区分 | 発生年月日 | 発生場所 | 発生戸数及び頭数 | 摘要 |
|------|----|----------------------|------|----------|-----|
| ヨーネ病 | 患畜 | 令和5年(2023年) 6月19日 | 玉名市 | 1戸3頭 | 乳用牛 |

熊本県告示第522号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について公示する。
令和5年(2023年)6月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県立高等技術専門校仮設校舎賃貸借業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、業種が「リース・レンタル」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)7月14日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)10月1日から令和7年(2025年)11月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第523号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)6月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------------|--|----|------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 都呂々宮 地岳線 | 天草郡苓北町都呂々字蔭平 6116番1地先から 天草郡苓北町都呂々字涼松 5611番5地先まで | 前 | 4.4 ～ 13.5 | 600.3 | 単道改 |
| | | | 後 | 5.9 ～ 19.0 | | |

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)6月27日

熊本県告示第524号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-----------------|-----------------|---------|
| 医療法人山田会 | 訪問看護ステーション 泰山 | 八代市千反町2丁目13号4-1 | 令和5年(2023年)7月1日 | 訪問看護 |

熊本県告示第525号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年(2023年)6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-----------------|-----------------|----------|
| 医療法人山田会 | 訪問看護ステーション 泰山 | 八代市千反町2丁目13号4-1 | 令和5年(2023年)7月1日 | 介護予防訪問看護 |

熊本県告示第526号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。
 令和5年(2023年)6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 診療科目 | 医師の氏名 | 医療機関の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|--------|--|------------------|
| 心臓血管外科 | 國友 隆二 | 医療法人社団永寿会 天草第一病院 天草市今釜新町3413番地の6 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 消化器外科 | 辻 顕 | 独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院 八代市竹原町1670番地 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 循環器内科 | 尾上 喜郎 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター 人吉市老神町35 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 内科、呼吸器科 | 須加原 一昭 | 独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター 合志市須屋2659番地 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 神経内科、リハビリテーション科 | 藤本 彰子 | 独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター 合志市須屋2659番地 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 脳神経外科 | 植田 裕 | 独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院 八代市竹原町1670番地 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 神経内科 | 原 健太郎 | 独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター 合志市須屋2659番地 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 循環器内科 | 藤末 昂一郎 | 阿蘇医療センター 阿蘇市黒川1266 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| リハビリテーション科 | 佐藤 郷子 | 医療法人悠紀会病院 玉名市上小田1063番地 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 整形外科 | 田邊 潤平 | 社会医療法人潤心会 熊本セントラル病院 菊池郡菊陽町原水2921番地 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| リウマチ科 | 松木 泰憲 | 医療法人熊本桜十字 桜十字八代リハビリテーション病院 八代市本町二丁目4-33 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 循環器内科 | 田中 靖章 | 社会福祉法人恩賜財団 済生会みすみ病院 宇城市三角町波多775-1 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 外科 | 田辺 大朗 | 社会福祉法人恩賜財団 済生会みすみ病院 宇城市三角町波多775-1 | 令和5年(2023年)5月31日 |

熊本県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年（2023年）6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

| 指定自立支援医療機関の 名称及び所在地 | 担当する医療 の種類 | 指定年月日 |
|------------------------|---------------|---------------------|
| アスリード薬局 阿蘇市黒川1499-9 | 調剤 | 令和5年（2023年） 6月1日 |

熊本県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年（2023年）6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 及び所在地 | 担当する 医療 | 指定更新年月日 |
|---|------------|---------------------|
| 熊本調剤薬局高森店 阿蘇郡高森町大字高森2186番地1 | 調剤 | 令和5年（2023年） 6月1日 |
| 東洋調剤薬局氷川店 八代郡氷川町鹿島776番地3 | 調剤 | 令和5年（2023年） 6月1日 |
| 有限会社調剤薬局ケンコー堂シティモー ル前店 荒尾市荒尾4160番地267 | 調剤 | 令和5年（2023年） 6月1日 |
| 株式会社VENUS山鹿いちご薬局 山鹿市大橋通608番地 | 調剤 | 令和5年（2023年） 6月1日 |
| えいせい堂薬局 山鹿市山鹿343番地4 | 調剤 | 令和5年（2023年） 6月1日 |
| 長洲金魚薬局 玉名郡長洲町大字清源寺字山下2793 番地1 | 調剤 | 令和5年（2023年） 6月1日 |
| 訪問看護ステーションひとつなぎ 八代市福正町845番地7 | 訪問看護 | 令和5年（2023年） 6月1日 |

公 告

熊本県公告第409号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、令和5年度（2023年度）職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年（2023年）6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
- 試験の科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 受験資格
 - 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
 - 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - 省令第45条の2第2項各号のいずれかに該当する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者
 - (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な
 認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験の日時及び場所
 令和5年(2023年)9月1日(金)午前10時45分から
 熊本県庁本館13階1302会議室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
- 5 受験申請の手続
 (1) 受験申請書類
 職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真(申請前6か月以内に撮
 影した上半身の写真で、縦40ミリメートル、横30ミリメートル、裏面に氏名及
 び撮影年月日を記載したもの)及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
 (2) 受験申請書類の受付期間等
 令和5年(2023年)7月3日(月)から同年7月24日(月)まで(土日及
 び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送
 による提出の場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。
 (3) 受験申請書類の提出先
 受験申請書類は、次に掲げる場所に持参すること。ただし、郵送により提出する
 場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱
 書し、
 熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 (4) 受験手数料
 受験手数料(学科試験手数料)は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申
 請書に貼り付けて納付する。
 なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は、
 返還しない。
 (5) 受験票
 受験申請書を受け付けたときは、後日、申請者宛てに受験票を送付する。
- 6 合否判定の基準
 満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 7 合格発表
 令和5年(2023年)9月15日(金)に合格者受験番号を熊本県公報で公示し、
 及び熊本県のホームページに掲載するとともに、合格証書の送付により本人宛てに通知
 する。
- 8 その他
 (1) 受験案内、受験申請書の用紙等(以下「受験案内等」という。)は、熊本県商工
 労働部商工雇用創生局労働雇用創生課において交付する。
 なお、受験案内等の交付を郵送により希望する場合は、封筒の表面に「職業訓練
 指導員試験受験案内等請求」と朱書し、郵便番号、住所及び氏名を明記の上、14
 0円切手を貼った返信用封筒(定形外角形2号)を同封し、熊本県商工労働部商工
 雇用創生局労働雇用創生課に請求すること。
 (2) 受験者のうち希望する者には、口頭にて試験結果(科目の得点)の情報を提供す
 る。
 なお、提供を行う期間は合格発表の日から起算して1か月間とし、提供を行う場
 所は熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課とする。
 (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
 熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課
 電話 096-333-2344(直通)

熊本県公告第410号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
 る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 熊本県立高等技術専門校仮設校舎賃貸借業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課労働企画班(熊本県庁行政棟本館
 7階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
 熊本県立高等技術専門校仮設校舎賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)に

よる。

- (5) 委託期間 契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

- (6) 履行場所 熊本県立高等技術専門校内
熊本市南区幸田一丁目4番1号

- (7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に入札については、公表後、次の間から入札できない。また、紙入札による入札は、紙入札移行承認を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。認められる者がアイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

- (8) 入札金額 本業務に要する費用の総額とす。落札決定に当たっては、入札金額の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を加算し、落札金額とす。未端数の入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

- (10) 最低制限価格の設定 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 次の(1)から(4)まで定める条件の全てを満たす者であること。等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、業種が「リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格の審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有して格内容変更、本届に次のアが間に合わない場合がある。3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)7月14日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類 この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

- (2) 提出方法 電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から令和5年(2023年)7月27日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)7月27日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)8月8日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)8月7日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア)日時 令和5年(2023年)8月8日(火)午前10時
(イ)場所 1(3)の入札担当部局
(ウ)入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)8月7日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書をいれること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け取ったときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。書面により入札書を取ったときから再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等

- 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) の申出期限
イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課労働企画班
電話番号 096-333-2338
ファックス番号 096-381-6970
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Kumamoto Prefectural Advanced Technical College temporary school building facilities leasing
- (2) Date and Place for tender
Date : August 8, 2023, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Labor and Employment Creation Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan

Phone: 096-333-2338

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第411号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日
令和5年（2023年）6月15日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社管工技研
熊本市東区健軍本町42-8
取締役 木村 誠也
熊本県知事許可（般-30）第18645号
 - (2) 有限会社大喜建設
熊本市東区沼山津3-5-5
取締役 森下 勝廣
熊本県知事許可（般-31）第18757号
 - (3) イデアル株式会社
熊本市南区蔦町1-2-13-B棟
代表取締役 稲崎 圭一郎
熊本県知事許可（般-1）第18792号
 - (4) 坂口組株式会社
熊本市南区薄場2-11-55
代表取締役 坂口 信彦
熊本県知事許可（般-2）第19127号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記2の建設業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を令和5年（2023年）5月9日付け熊本県公告第331号で公告したが、当該公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申し出がなかった。
- 5 教示
(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（上記(1)の審査請求をした場合）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記(1)の審査請求をした場合）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記(1)の審査請求をした場合）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記(1)の審査請求をした場合）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

熊本県公告第412号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和4年度（2022年度）下期の熊本県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和5年（2023年）6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 事業の概要
 - (1) 概況
熊本北部流域下水道の令和4年度の流入水量は24,835,784^mで前年度と比較すると98.7パーセント、球磨川上流流域下水道は2,695,341^mで100.3パーセント、また八代北部流域下水道は2,573,558^mで98.7パーセントとなっており、昨年度と比べ減少した。
 - (2) 流入水量の状況

| | 熊本北部 | | 球磨川上流 | | 八代北部 | |
|-----|----------------------|----------|----------------------|----------|----------------------|----------|
| | 今年度(m ³) | 前年同期比(%) | 今年度(m ³) | 前年同期比(%) | 今年度(m ³) | 前年同期比(%) |
| 4月 | 2,070,538 | 102.8 | 215,271 | 102.9 | 214,392 | 106.4 |
| 5月 | 2,086,228 | 95.1 | 223,278 | 94.7 | 221,498 | 94.0 |
| 6月 | 2,076,338 | 102.4 | 241,391 | 106.7 | 226,571 | 106.2 |
| 7月 | 2,166,254 | 101.6 | 256,729 | 107.0 | 233,687 | 104.6 |
| 8月 | 2,086,765 | 84.1 | 244,999 | 89.8 | 226,026 | 85.7 |
| 9月 | 2,015,866 | 99.7 | 233,562 | 104.0 | 211,032 | 100.0 |
| 10月 | 2,090,115 | 100.8 | 219,621 | 100.1 | 211,486 | 97.9 |
| 11月 | 2,013,915 | 98.5 | 207,893 | 99.2 | 201,722 | 94.6 |
| 12月 | 2,112,169 | 99.7 | 220,385 | 99.7 | 210,613 | 97.3 |
| 1月 | 2,117,684 | 101.9 | 219,634 | 101.6 | 210,658 | 98.5 |
| 2月 | 1,918,939 | 101.6 | 197,522 | 101.5 | 191,582 | 102.2 |
| 3月 | 2,080,973 | 99.9 | 215,056 | 98.8 | 214,291 | 101.3 |
| 計 | 24,835,784 | 98.7 | 2,695,341 | 100.3 | 2,573,558 | 98.7 |

(3) 修繕及び改良工事等について
 令和4年度(2022年度)の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

| 流域下水道名 | 工事等名称 | 工事金額(円、税込) | 工期 |
|--------|---------------------------------------|-------------|----------------------------------|
| 熊本北部 | 熊本北部流域下水道における管廊耐震補強等工事委託に関する協定 | 196,400,000 | R3(2021).12.13 ~R5(2023).9.29 |
| 熊本北部 | 熊本北部流域下水道維持管理(マンホール修繕)工事他合併 | 11,012,677 | R4(2022).12.23 ~R5(2023).3.24 |
| 球磨川上流 | 球磨川上流流域下水道球磨川上流浄化センター実施設計業務に関する協定 | 12,482,000 | R4(2022).3.31 ~R5(2023).3.28 |
| 球磨川上流 | 球磨川上流流域下水道(管路調査)委託他合併 | 18,445,424 | R4(2022).7.28 ~R4(2022).11.25 |
| 八代北部 | 八代北部浄化センターにおける電気設備(自家発電設備等)工事委託に関する協定 | 175,200,000 | R3(2021).7.1 ~R5(2023).3.28 |
| 八代北部 | 八代北部流域下水道宮原・鏡幹線(氷川1-2工区管路)工事 | 39,875,000 | R4(2022).12.22 ~R6(2024).3.31 |

(4) 職員の状況
 令和4年度(2022年度)流域下水道事業の職員数は、次のとおりである。
 (令和5年(2023年)3月31日現在) (単位:人)

| 区分 | 職員 | 現業職員 | 嘱託 | 計 |
|----------|----|------|----|---|
| 本庁・下水環境課 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 県央広域本部 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 県南広域本部 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 球磨地域振興局 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 6 | 0 | 0 | 6 |

(5) 条例等の制定、改廃について
 なし

2 経理の状況
 令和4年度(2022年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県流域下水道事業会計合計残高試算表

令和5年(2023年)3月31日

(単位:円)

| 借方 | | 勘定科目 | 貸方 | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 残高 | 累計 | | 累計 | 残高 |
| | 8,859,549 | 営業収益 | 1,632,895,914 | 1,624,036,365 |
| | | 営業外収益 | 1,580,062,955 | 1,580,062,955 |
| 2,946,940,164 | 2,948,453,345 | 営業費用 | 1,513,181 | |
| 73,631,773 | 73,631,773 | 営業外費用 | | |
| | | 特別損失 | | |
| 28,205,467,770 | 33,682,432,733 | 有形固定資産 | 5,476,964,963 | |
| 4,988,003 | 7,482,002 | 無形固定資産 | 2,493,999 | |
| 190,395,408 | 199,254,957 | 投資その他資産 | 8,859,549 | |
| 1,167,976,384 | 4,331,976,129 | 現金預金 | 3,163,999,745 | |
| 38,433,936 | 2,562,998,161 | 未収金 | 2,524,564,225 | |
| 8,859,549 | 17,719,098 | 短期貸付金 | 8,859,549 | |
| | 20,880 | 前払金 | 20,880 | |
| | 218,482,251 | その他流動資産 | 218,482,251 | |
| | 484,496,773 | 企業債(期限到来1年超) | 6,332,634,758 | 5,848,137,985 |
| | 8,859,549 | 長期借入金(期限到来1年超) | 199,247,517 | 190,387,968 |
| | 692,485,773 | 企業債(期限到来1年内) | 1,176,982,545 | 484,496,772 |
| | 8,859,549 | 長期借入金(期限到来1年内) | 17,719,098 | 8,859,549 |
| | 714,065,594 | 未払金 | 1,184,505,572 | 470,439,978 |
| | | 未払費用 | 18,601,735 | 18,601,735 |
| | 4,462,000 | 賞与引当金 | 9,245,000 | 4,783,000 |
| | 1,994,258 | 預り保証金 | 6,518,598 | 4,524,340 |
| | 179,600,521 | その他流動負債 | 179,600,521 | |
| | 220,716,854 | 長期前受金 | 23,526,048,395 | 23,305,331,541 |
| 3,983,882,373 | 3,991,588,227 | 長期前受金収益化累計額 | 7,705,854 | |
| | | 固有資本金 | 603,804,332 | 603,804,332 |
| | | 資本剰余金 | 2,501,219,223 | 2,501,219,223 |
| | | 利益剰余金(-欠損金) | -24,110,383 | -24,110,383 |
| 36,620,575,360 | 50,358,439,976 | 合計 | 50,358,439,976 | 36,620,575,360 |

3 令和5年度(2023年度)経営方針

「熊本県流域下水道事業経営戦略」(令和3年(2021年)3月策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

改築更新工事等においては、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な施設の更新を行っていくとともに、弓削ポンプ場の本復旧工事に早期に着手する。

また、消化ガス発電事業を実施し、消化ガスを民間に売却することで収益確保の取り組みを行う。

4 令和5年度(2023年度)予算の概要

令和5年度(2023年度)予算の概要は、次のとおりである。

| | |
|---------------|----------------|
| (1) 収益的収入及び支出 | |
| 流域下水道事業収益 | 3,191,026,000円 |
| (内訳) | |
| 営業収益 | 1,559,615,000円 |
| 営業外収益 | 1,631,411,000円 |
| 流域下水道事業費用 | 3,353,505,000円 |
| (内訳) | |
| 営業費用 | 3,276,894,000円 |
| 営業外費用 | 76,611,000円 |
| 差引純損失 | 162,479,000円 |
| (2) 資本的収入及び支出 | |
| 資本的収入 | 1,464,136,000円 |
| (内訳) | |
| 企業債 | 326,000,000円 |
| 補助金 | 802,450,000円 |
| 負担金等 | 335,686,000円 |
| 資本的支出 | 1,951,179,000円 |

| | |
|-----------|-------------------|
| (内訳) | |
| 建設改良費 | 1, 458, 069, 000円 |
| 企業債償還金 | 484, 249, 000円 |
| 他会計借入金償還金 | 8, 861, 000円 |

熊本県公告第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字群前2400番64
282.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区龍田弓削1丁目14番37-301号グリーンヒル武蔵
福田 悠斗
熊本市北区龍田弓削1丁目14番37-301号
福田 碧
合志市豊岡2000番地1125泉ヶ丘ハイツB棟1号
福田 真由美